

広島県告示第五百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第二項の規定によつて、次の保安林を解除予定保安林にした。

令和四年七月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

東広島市八本松町原一〇一二八の二二一から一〇一二八の二二三まで

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅